

(1)第二案について、学生の声は十分に反映されているとお考えか。また、その理由。

→これまで総長対話やアンケートを通じて寄せられた学生のみなさんのご意見については、大学として真摯に受け止め、出来る限り反映する方向で検討しました。なお、検討にあたっての大学の認識や考え方は、8月23日にUTAS上に掲載された総長メッセージで学生のみなさんにお伝えしているとおります。

(2)指摘した第二案の問題点についての見解

→学生支援の拡充についてはまだ検討中の部分もありますが、9月24日に公表された「授業料改定及び学生支援の拡充について」の3頁にあるように、新しい授業料が適用される学生から家計基準を見直し、日本人学生の内、世帯収入が600万円以下の場合には全額免除、世帯収入が600万円を超え900万円以下の場合には事情によって一部免除、という取り扱いはすでに決定しているところです。

博士課程の据え置きについても、同じく「授業料改定及び学生支援の拡充について」の中で説明していますが、部局との意見交換の中でも、博士課程学生に対する配慮の要望がとりわけ強かったことに配慮したものです。また、これまでも本学では博士課程学生への支援について様々な取り組みを検討・実施しており、授業料据え置きもその考え方に沿った対応となります。

増収分の用途については、当面想定されているものとして9月24日に公表されたスライドに示していますが、学修環境の向上のための取り組みにあたっては、今後も学生の意見を聴取する機会を設けて、適宜要望を取り入れていく予定です。

(3)第二案の決定プロセスを即刻凍結し、期限を定めずに、または十分に長い期間をとって学生を含めて全学的に丁寧な議論検討の機会を設けよ。

→すでにUTAS上でお知らせしているとおります、授業料改定およびそれと組み合わせて実施する学生支援拡充の方針は、全学の諸会議を経て、9月24日に正式に決定されています。

(4)大学における歴史的意味での学生との「交渉」に応じよ。(ここでいう「交渉」とは、学生・教員で構成される議長団が議事を行い、学生の代表者と大学本部の代表者が議論を行いつつ適宜一般学生・教員からの意見を述べる機会を設け、そこで一致した事項がある場合には、双方が各自の決定機関にかけて審議すべき効果を生じさせるものを指す。)

→そのような意味での「交渉」の場ではありませんが、9月24日の正式決定公表の際にお知らせしているとおります、今後の学修環境改善の方法などについて総長と学生のみなさんが対面で意見交換を行う場を設ける予定です。

(5)前項の意味での「交渉」に応じられない場合、その理由を明確にした上で、対面で学生と教員が共同で司会進行をする「総長対話」を最低限実施せよ。

→大学の意思決定にあたって「交渉」が適切ではないという理由については、8月23日の総長メッセージの6頁で説明しているとおりです。なお、前述のとおり、今後総長と学生のみなさんの懇談の場を設ける予定です。どのような形で行うかは未定ですが、年内から開催したいと考えています。